

バス生活路線維持費補助制度の概要

補助対象となる路線は、系統キロや輸送量、運行回数などによって、以下の3種類に区分される。

区 分	地域間幹線系統 (国と道の補助)	広域生活交通路線 (道と市町村の補助)	函館市生活交通路線 (市の補助)
系 統 キ ロ	・複数市町村(※1)にまたがるもの ・広域行政圏の中心都市にアクセス	10 km以上 (循環系統は20km 以上)	—
運 行 回 数 (※2)	3 回以上／日	・複数市町村 2 回以上／日 ・同一市町村のうち過疎地域内を運行 2 回以上／日	—
輸 送 量	15～150 人／日	・複数市町村 10～150 人／日 ・同一市町村のうち過疎地域内を運行 10～150 人／日	—
補 助 対 象 経 費	経常費用－経常収益 平均乗車密度が5 人未満の路線は輸送量を5 人で除した数値を運行回数とみなした場合の運行回数分に相当する額	経常費用－経常収益 平均乗車密度が5 人未満の路線は輸送量を5 人で除した数値を運行回数とみなした場合の運行回数分に相当する額	経常費用－経常収益
補 助 対 象 期 間	補助金の交付を受けようとする会計年度の 9 月 30 日を末日とする1 年間		
補助限度額	経常費用の 45%	経常費用の 45%	—
負 担 割 合	国 1／2 道 1／2	・複数市町村 道 1／2 市町村 1／2 ・同一市町村のうち過疎地域内を運行 道 1／2 市町村 1／2 <市町村は距離按分>	市 1／3

※1 複数市町村要件は平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するが、平成13年4月1日以降に市町村合併が行われた後に同一市町村内の路線を新たに補助対象とすることはできない。

※2 運行回数は地域協議会が認めた場合は平日1日あたりとする。

《函館市生活交通路線（市単独補助路線）補助対象路線の概要》

補助対象とする路線

- 函館市内完結路線
- 国および北海道の補助対象となっていない路線
- 赤字が生じている生活路線

参 考

地域間幹線系統と広域生活交通路線の補助制度では、補助対象となる路線において、他の路線と競合する区間が50%を超え、かつ、その区間の1日の合計輸送量が150人を超える場合は、競合区間の割合に応じて当該補助対象路線の補助金がカットされることとなっており、このことから、函館市・北斗市・七飯町においては、この補助金のカット分の一部について事業者には補助をしている。

なお、国においては、地域間幹線系統確保維持計画に位置付けられた路線の維持に係る地方の取り組みに対して、特別地方交付税措置を講じることとしている。